



広報ないた



令和4年12月号
大和警察署
成田交番
022-351-7060



特殊詐欺に注意！



○ 電話で「お金」の話は詐欺！

電話の相手から「お金が必要だ」、「還付金がある」などの「お金」の話が出たら注意！

○ ATMで還付金手続きはできません！

還付金詐欺の犯人は、被害者をATMに誘導し、携帯電話で指示してATMを操作させ、振込送金させます。

○ 警察官や銀行員がキャッシュカードを預かることはありません！

絶対に「キャッシュカード」を人に渡したり、「暗証番号」を人に教えてはいけません。

□ 固定電話対策をしましょう！

「防犯機能付き電話機」や「特殊詐欺電話撃退装置」、「留守番電話機能」を活用し、犯人からの電話を直接受けないようにしましょう。

□ 御家族や御近所で「特殊詐欺」を話題にしましょう！

特殊詐欺の手口などを話題にし、注意喚起しましょう。離れて暮らす御家族にも、こまめに連絡をとりましょう。

◎北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年、

12月10日から同月16日までの間

を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

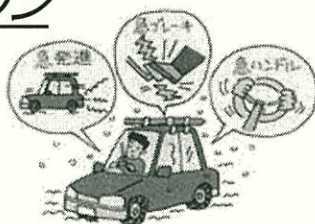


冬道の安全運転 1・2・3運動

★ 1割のスピードダウン

★ 2倍の車間距離

★ 3分早めの出発

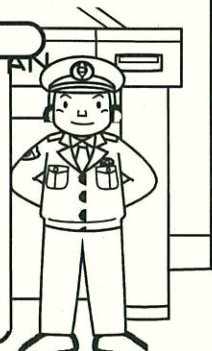


3つの急を避けましょう

成田交番管内の事件事故

10/16～11/15

・刑事事件
5件(-1)
・物損事故
49件(+6)
・人身事故
5件(-1)
(前年比)



イカのおすし: 知らない人についていかない、知らない人の車にのらない、助けて！とおおごえを出す、連れていかれそうになったらすぐ逃げる、近くの人に何があったかをしらせる